

監 査 報 告 書

平成 30 年 5 月 18 日

学校法人 北里研究所
理事会御中
評議員会御中

監事 小瀧 徹



監事 結城 泰平



監事 浦部 明子



私たちは、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人北里研究所寄附行為第 19 条の規定に基づき、学校法人北里研究所の平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで）の業務並びに財産の状況について監査いたしました。

1. 監査の方法の概要

私たちは監査に当たり、理事会、評議員会、常任理事会など法人を運営する重要な会議に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類、すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表等並びに財産目録について検討するなど、必要と思われる監査手続きを実施いたしました。

2. 監査の結果

監査の結果、学校法人北里研究所の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類は財産の状況を正しく示しており、業務又は財産に関する不正の行為、または、法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。